

司法修習生に対する給費制の存続を求める会長声明

当会は、司法修習生に対し給与を支給する制度（以下「給費制」という）を廃止し、修習資金を国が貸与する制度（以下「貸与制」という）を２０１０年１１月から実施することに、以下の理由から反対する。

給費制の見直しは、２００４年１１月に裁判所法を改正したことによる。この改正の根拠としては、①国家公務員の身分をもたない者に対する給与支給は極めて異例の取り扱いであること、②司法修習は個人が法曹資格を取得するためのものであり、受益と負担の観点からは必要な経費は司法修習生が負担すべきこと、③現行の給費制は法曹人口が希少であった戦後間もなく導入されたが、法曹人口に係る情勢は大きく変化したこと、などが挙げられていた。確かに、司法修習生は国家公務員ではないし、司法修習が個人としての法曹資格を取得するためのものという一面はある。

しかし、司法修習制度は、将来裁判官、検察官、弁護士のいずれとなるかを問わず、法の支配を実現させるために必要不可欠な社会的基盤としての司法制度を担う人材を養成するという極めて重要な役割を担っている。したがって、このような人材を国費で養成すること自体、国の当然の責務といえる。また、それ故に、司法修習制度の下で養成されてきた弁護士は、在野にあっても、基本的人権を擁護し、社会正義を実現する責任を負い、法の支配を実現するための司法制度を担ってきたのである。具体的には、人権擁護委員会での活動、冤罪事件支援、当番弁護士や被疑者国選弁護士制度の実践、被害者支援の諸活動、司法過疎地への公設事務所や相談所等の設置、法律扶助制度の創設・拡充等である。弁護士のこのような諸活動は、給費制による生活保障に裏打ちされた司法修習制度によって培われたスピリットによるところが大きい。また、わが国のインフラ整備という観点からは、同様の制度として、医師養成制度があるが、相当額の国家予算を投入して医師の育成を図っていることは周知の事実である。貸与制が一旦実施されると、その見直しは困難となる。修習期間は従来の１年半から１年に短縮されたことで、国民にかかる財政的負担は軽減されている。

先の裁判所法改正の後、法科大学院は乱立状態となり、司法試験合格率も当初の想定値から大幅に低下したこと等から、法科大学院への志願者が大幅に減少し、有為な人材確保を目指した法学未修者の入学数にも翳りがみられる。この背景には、司法試験合格率の低下のほか、在学中の学費や生活費の負担、急激な法曹人口の増加による司法修習生の就職難や勤務弁護士としての初任給の低下など経済的な諸問題も存在する。

このように、裁判所法改正時と比較して、法曹養成制度を取り巻く社会情勢も大きく変化し、給費制の存続について多くの国民の理解を得られる条件は整っているにもかかわらず、給費制を廃止し貸与制を実施することは、司法制度改革の理想を損なうことになる。さらに、改正時の「統一・公平・平等という司法修習の理念が損なわれないよう、また、経済的諸事情から法曹への道を断念する事態を招くことのないよう、法曹養成制度全体の財政支援のあり方も含め、関係機関と十分な協議を行うこと」という国会の付帯決議に反することにもなる。

当会は法曹教育を担う責任ある立場から、国民の期待に応える次世代の法曹を養成するため頭書の声明を発するものである。

２００９年（平成２１年）８月２６日

兵庫県弁護士会

会長 春 名 一 典